四条第四項及び第六項、第百九十五条第四項、第二百三条の六第三項、第二百二十一条第三項第一号から第三号まで及び第七項、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十四条の三第一項、第三項及び第四項、第二百二十四条の四、第二百二十四条の五第一項並びに第二百二十四条の六並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所得税法施行令の一部改正）

第一条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「仮想通貨」を「暗号資産」に、「小規模事業者」を「小規模事業者等」に、「第四章　非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第三百二十八条―第三百三十四条）」を「第四章　非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第三百二十八条―第三百三十四条）　第五章　源泉徴収に係る所得税の徴収（第三百三十四条の二）」に改める。

第一条第一項中「寡夫」を「ひとり親」に改め、同条第二項第四号中「寡婦（寡夫）控除」を「寡婦控除、ひとり親控除」に改める。

第五条中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

第六条中「（減価償却資産の意義）」を「（定義）」に改め、同条第八号レを同号ソとし、同号タを同号レとし、同号ヨ中「（定義）」を「（用語の定義）」に改め、同号ヨを同号タとし、同号ルからカまでを同号ヲからヨまでとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル　樹木採取権

第十一条第一項中「第二条第一項第三十号イ又はロ（寡婦の意義）」を「第二条第一項第三十号ロ（定義）」に改め、同条第二項を削る。

第十一条の二の見出しを「（ひとり親の範囲）」に改め、同条第一項中「（寡夫の意義）」を「（定義）」に、「妻の」を「配偶者の」に、「前条第一項各号」を「前条各号」に、「夫と」を「配偶者と」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第二条第一項第三十一号イに規定する政令で定める子は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下の子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）とする。

第二十八条の見出しを「（非課税とされる金品の交付を行う団体）」に改め、同条第一項中「において」を「又はパラリンピック競技大会において」に、「又は一般財団法人」を「若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）」に、「同号」を「法第九条第一項第十四号」に改め、同条第二項中「又は一般財団法人」を「若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人」に改める。

第八十二条中「自己の研究の成果である特許権、実用新案権その他の工業所有権、自己の育成の成果である育成者権、自己の著作に係る著作権及び自己の探鉱により発見した鉱床に係る採掘権の譲渡による」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　自己の研究の成果である特許権、実用新案権その他の工業所有権、自己の育成の成果である育成者権、自己の著作に係る著作権及び自己の探鉱により発見した鉱床に係る採掘権の譲渡による所得

二　法第六十条第一項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる相続又は遺贈により取得した同条第三項第一号に掲げる配偶者居住権の消滅（当該配偶者居住権を取得した時に当該配偶者居住権の目的となつている建物を譲渡したとしたならば同条第一項の規定により当該建物を取得した日とされる日以後五年を経過する日後の消滅に限る。）による所得

三　法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した同条第三項第二号に掲げる配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この号において同じ。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の消滅（当該権利を取得した時に当該土地を譲渡したとしたならば同条第一項の規定により当該土地を取得した日とされる日以後五年を経過する日後の消滅に限る。）による所得

第八十四条第一項中「次に掲げる要件に該当する株式（出資、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する投資口その他これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の当該譲渡制限付株式」を「次に掲げる要件に該当するもの」に、「。第一号」を「。次項第一号」に改め、「解除された日」の下に「（同日前に当該個人が死亡した場合において、当該個人の死亡の時に次項第二号に規定する事由に該当しないことが確定している当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式については、当該個人の死亡の日）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　当該譲渡制限付株式が当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものであること。

二　前号に掲げるもののほか、当該譲渡制限付株式が実質的に当該役務の提供の対価と認められるものであること。

第八十四条第二項第一号中「新株の発行価額（当該新株予約権の行使により当該発行法人の有する自己の株式の移転を受けた場合には、当該株式の譲渡価額）」を「当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する譲渡制限付株式とは、次に掲げる要件に該当する株式（出資、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する投資口その他これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）をいう。

一　譲渡についての制限がされており、かつ、当該譲渡についての制限に係る期間（次号において「譲渡制限期間」という。）が設けられていること。

二　前項の個人から役務の提供を受ける法人又はその株式を発行し、若しくは同項の個人に交付した法人がその株式を無償で取得することとなる事由（その株式の交付を受けた同項の個人が譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと若しくは当該個人の勤務実績が良好でないことその他の当該個人の勤務の状況に基づく事由又はこれらの法人の業績があらかじめ定めた基準に達しないことその他のこれらの法人の業績その他の指標の状況に基づく事由に限る。）が定められていること。

第八十七条中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

第八十八条の二第一項中「第八十四条第二項各号」を「第八十四条第三項各号」に改める。

第九十八条第一項中「譲渡割に係る延滞税及び加算税」を「譲渡割に係る延滞税、利子税及び加算税」に改める。

第百九条第一項第二号中「解除された日」の下に「（同日前に同項の個人が死亡した場合において、当該個人の死亡の時に同条第二項第二号に規定する事由に該当しないことが確定している当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式については、当該個人の死亡の日）」を加え、同項第三号中「第八十四条第二項」を「第八十四条第三項」に改める。

第二編第一章第四節第三款の二の款名及び同款第一目の目名中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

第百十九条の二の見出し中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同条第一項中「（仮想通貨の」を「（暗号資産の」に、「仮想通貨（以下」を「暗号資産（以下」に、「期末仮想通貨」を「期末暗号資産」に改め、同項各号及び同条第二項中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。